

別記様式第1号(第9条関係)

その1	※ 受理年月日		※ 許可年月日	
	※ 受理番号		※ 許可番号	
許 可 申 請 書				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。				
申請する年月日 令和×年 ×月 ×日				
宮城県 公安委員会殿				
申請者の氏名又は名称及び住所				
個人：住所・氏名 法人：住所、法人名、代表者氏名				
(ふりがな) 氏名又は名称	個人は氏名、法人は法人名のみ			
住 所	個人：住民票の住所地 法人：登記事項証明書の本店所在地			
(ふりがな) 営業所の名称	ゲーむせんたーみやぎ ゲームセンター宮城			
営業所の所在地	〒(×××-××××) 仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 (×××)×××局××××番			
風俗営業の種別	法第2条第1項第 5 号の営業			
(ふりがな) 管理者の氏名	選任する管理者の氏名、住所(住民票と同一)			
管理者の住所	〒 () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名			
代 表 者	法人代表者の氏名、住所(住民票と同一) 個人営業の場合：空欄			
	法人役員の名、住所(住民票と同一) 個人営業の場合：空欄 欄が足りない場合は別紙等に記載			
滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号	
	滅失特例による許可申請以外は空欄		(備考2参照)	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業 及び所在地	当該申請に係る営業所以外で、現に風俗営業許可を受けて営業している営業所がある場合のみ記載 (備考3参照)			

その2(C) (法第2条第1項第5号の営業)				
営業	建物の構造		鉄骨コンクリート造陸屋根×階建 (備考5参照)	
	建物内の営業所の位置		建物×階の全部 (備考6参照)	
所	客室数		× 室	営業所の床面積 ××. ×× m ²
	客室の総床面積	××. ××m ²	各客室の床面積	客室1室ごとの面積を記載 (客室が5室以上の場合は別紙等に記載)
の	照明設備		ダウンライト×基、蛍光灯×基 (備考7参照)	
	音響設備		場内放送用のアンプ及びスピーカー×台 (備考8参照)	
構	防音設備		厚さ××mmのコンクリート壁、××mmの断熱・防音材 (備考9参照)	
	設	法第2条第1項第5号の営業に係る遊技設備	区分	テーブル型
スロットマシン等			台	台
テレビゲーム機			台	台
フリッパーゲーム機			台	台
ルーレット台等			台	台
その他の遊技設備			台	台
計			台	台
備	その他		営業所の出入口は1箇所 客室内に見通しを妨げる設備、風俗を害する装飾物はない (備考10参照)	
	※ 風俗営業の種類		※欄は記載不要	
※ 兼業				
※ 同時申請の有無		① 有		
要	※ 年月日		※欄は記載不要	
	年月日			
	年月日			

営業所全体の面積
(客室+厨房、トイレ等)

客室1室ごとの面積を記載
(客室が5室以上の場合は別紙等に記載)

設備の位置については別添の平面図等に記載

設置する遊技設備の種類に応じた台数を記載

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業(例、ぱちんこ屋)について許可を申請する場合に使用すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2(A)の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 12 その2(B)の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 13 その2(C)の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第9条関係)

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	ゲームセンター宮城
営業所の所在地	仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号
風俗営業の種別	法第2条第1項第5号の営業
営業時間	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 時 分から 午後 時 分まで</p> <p>ただし、</p> <p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 時 分から 午後 時 分まで</p> <p>の日にあつては、</p> <p>午前 時 分から 午後 時 分まで</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	<p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）</p> <p>18歳未満の従業者は、接待及び午後10時以降の客に接する業務禁止</p>
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	<p>例 営業所出入口に</p> <p>午後8時以降、16歳未満立入禁止（午後6時から午後8時までは保護者の同伴が必要）</p> <p>午後10時以降、18歳未満立入禁止</p> <p>と記載したパネルを設置する。</p>
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法</p> <p>例 自動販売機により、コーヒー、ジュース等の飲料を販売する。</p>
酒類の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p> <p>例 カウンターで客から注文を受け、ビール、焼酎、ウイスキー等を手渡しで提供する。</p> <p>年齢不詳者は運転免許証等で年齢確認を行う。</p>
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

許可申請書と同様に記載

午前・午後のどちらかに○をつけて、営業時間を記載

どちらかに○

どちらかに○

どちらかに○

どちらかに○

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	書ききれない場合は別紙等に記載 (備考9参照)
料金の表示方法	例 各遊技設備の見やすい位置に遊技料金を記載したシール、部品等により表示する。
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない ▶ どちらかに○
	<p>①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">例 午後6時以降、明らかな年少者は入店を断り、年齢不詳者は学生証等の身分証明書で年齢確認を実施する。</p>

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはベリ談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。